埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十一号告 一示

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、令和四年七月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

令和四年七月二十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

行 田 蓮 田 線	路線名
まで 同市大字佐間字野合一四五一番一地先先から 先から	供用開始の区間
令和四年七月二十九日	供用開始の期日
会和四年七月二十九日付け埼玉県行田県土整備事務所	備考